

令和7年度 母子世帯向け市営住宅入居申し込みご案内

新潟市役所 こども未来部 こども政策課 助成給付グループ
☎025-226-1201（係代表）

1 入居者の資格

- (1) 母子家庭であること（同居する20歳未満の子がいること）
- (2) 住宅に困窮していること
- (3) 税金等を滞納していないこと
- (4) 住宅（持ち家）を所有していないこと
- (5) 現在市営住宅に住んでいないこと
- (6) 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと
- (7) 独立の生計を営んでいること（被扶養者のみでの入居はできません）
- (8) 世帯の月額所得が158,000円以下であること、
所得上限緩和世帯（小学校修了前の子どもがいる世帯など）に該当する場合は
259,000円以下であること

【住宅の概要】

名 称	市営宮浦住宅
所 在 地	〒950-0088 新潟市中央区万代5丁目5番12号
建 物	鉄筋コンクリート造8階建て 昭和46年建築（平成27年耐震工事済み）
戸 数	24戸
間 取 り	2DK 和6畳、和4.5畳、台所5.5畳、トイレ、風呂（浴槽・風呂釜付き）
そ の 他	エレベーター有。 駐車場なし。 エアコンやガスコンロ、居室の照明器具、湯沸かし器などは設置されていません。入居される際にご用意下さい。
校 区	万代長嶺小学校 宮浦中学校

2 留意事項

- (1) 申込書及び誓約書に偽りの記載がある場合、申込みの無効または入居の取り消しとなります。
- (2) ペットの飼育を禁止しています。
- (3) 家賃のほか、共益費（共用部分の電気・水道料金等）がかかります。
- (4) 市営住宅は入居者のみなさんと共同して維持管理・運営されています。（市営住宅敷地や建物内の掃除、草刈り、除雪などは入居者のみなさんでご負担いただいています。）自治会等を組織しているのが一般的ですが、詳しくは入居の際に、住宅管理人などへご確認ください。
- (5) 抽選会に参加できない場合、または、申込みを取り下げる場合は、必ずその旨をご連絡下さい。連絡がない場合は、次回の抽選会をご案内することができません。
- (6) 児童全員が20歳以上になったときや、母親のみとなったとき（別居した20歳未満の児童を扶養している場合を除く）などは、住宅を明け渡していただきます。

3 入居者の決定方法

こども政策課で実施する抽選会にて当選者を決定します。

当選者は下記の必要書類を提出いただき、入居者資格審査により入居が決定されます。

なお、一般の市営住宅抽選会で適用される優遇措置はありません。

(1) 住民票

入居者家族全員分必要です。(世帯主・続柄の記載があるもの)

(2) 戸籍謄本

入居者家族全員分の戸籍謄本。

(3) 収入証明書 ※当年1月1日現在住民登録している市町村で発行

① 令和7年6月抽選会までに当選された方

・令和6年度の市・県民税・森林環境税課税(所得)証明書(令和5年分所得) ※全員

必須

上記に加え、
□給与所得者または年金受給者の場合…令和6年分「源泉徴収票」の写し
□自営業の場合…令和6年分「確定申告書」の控え

② 令和7年6月抽選会以降に当選された方

・令和7年度の市・県民税・森林環境税課税(所得)証明書(令和6年分所得)

<注意事項>

- ・無職の方も必要です。(学生の場合は学生証のコピーでも構いません。)
- ・生活保護を受けている方は不要です。
- ・令和7年6月抽選会までに当選された方のうち、令和5年1月2日以後に就職・転職・事業開始・退職された方、又は年金を受給し始めた方もしくは、令和7年6月抽選会以降に当選された方のうち、令和6年1月2日以後に就職・転職・事業開始・退職された方、又は年金を受給し始めた方は、別途収入証明書類が必要になります。

(4) その他

当選後の入居者資格審査において申立書などが必要となる場合があります

4 申込み時に必要な書類

(1) 市営住宅入居申込書及び裏面の誓約書

申込書及び誓約書に必要事項を記入してください。

(2) 児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費助成受給者証

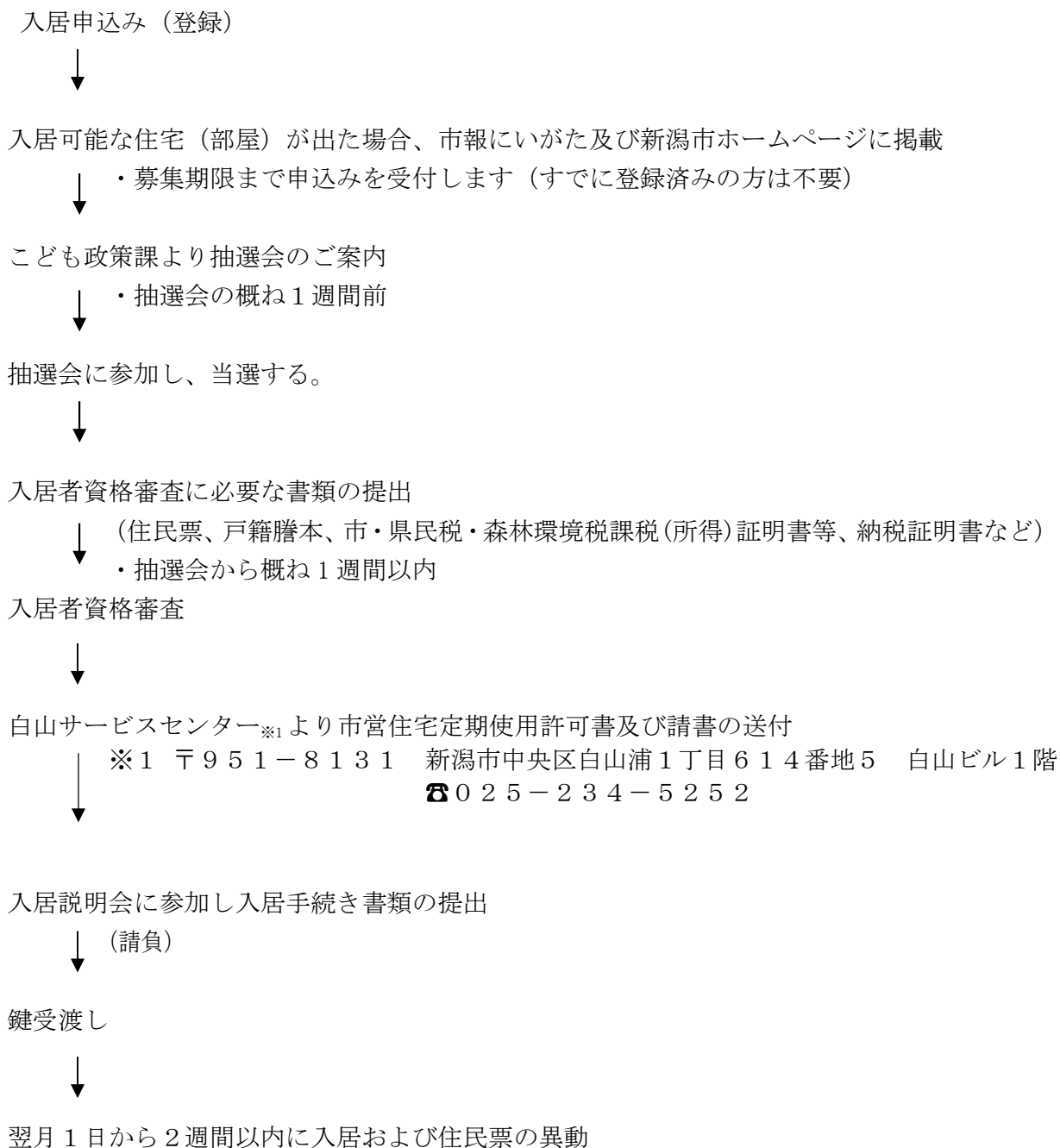
受給者でない場合は、母子家庭であることを確認できるその他の書類を、当選後に提出していただきます。 ※戸籍謄本等

5 市営住宅入居申込書の有効期限

申込年度の2月末日までです。入居が決まらず引き続き入居を希望する場合は、新たに申込

みをしてください。

入居申込み（登録）から入居までの流れ



抽選会では、当選者と補欠当選者1名を決定します。

当選者が辞退または資格がないと判明した場合は、補欠当選者に当選の権利が移ります。

6 月額所得の計算方法

$$\text{月額所得} = (\text{世帯所得合計} - \text{控除額※控除一覧表参照}) \div 12$$

詳細については「令和7年度新潟市市営住宅入居申込みご案内」に掲載しております。

<控除一覧表>

控除名	控除対象者	控除額
同居親族及び扶養親族控除	本人以外で、収入の有無にかかわらず同居または扶養している親族の人	1人につき38万円
特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき25万円
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aのいずれかを交付されている人など	1人につき40万円
障害者控除	障害者手帳等を交付されている人で上記の特別障害者控除に該当しない人など	1人につき27万円
ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者と離婚・死別等した後に婚姻または事実婚状態にない人で、生計を一にする子（所得48万円以下かつ他者の扶養になっていない）を有し、合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から35万円を限度に控除
寡婦控除	上記のひとり親控除には該当せず、事実婚状態にない人で、以下のいずれかの要件を満たす人。 ①夫と離別した人で、扶養親族があり、合計所得額が500万円以下である人 ②夫と死別等した人で、合計所得額が500万円以下である人	その人の所得から27万円を限度に控除

令和7年度 新規入居者家賃早見表

世帯の合計所得額（月額）	家賃（円）
214,001～259,000	28,300
186,001～214,000	24,600
158,001～186,000	21,300
139,001～158,000	18,700
123,001～139,000	16,500
104,001～123,000	14,500
0～104,000	12,500

※入居後の家賃は、毎年の収入申告により決定されます。

申し込み・お問い合わせ先

北 区役所	健康福祉課	児童福祉担当	☎025-387-1335 (直通)
東 区役所	健康福祉課	こども支援担当	☎025-250-2331 (直通)
中央区役所	健康福祉課	こども支援係	☎025-223-7236 (直通)
江南区役所	健康福祉課	こども支援担当	☎025-382-4353 (直通)
秋葉区役所	健康福祉課	児童福祉担当	☎0250-25-5683 (直通)
南 区役所	健康福祉課	こども支援担当	☎025-372-6371 (直通)
西 区役所	健康福祉課	こども支援担当	☎025-264-7343 (直通)
西蒲区役所	健康福祉課	児童福祉担当	☎0256-72-8389 (直通)

お問い合わせ先

新潟市役所 こども未来部 こども政策課 助成給付グループ☎025-226-1201 (係代表)